

寄付等 台数 台 内容:

例) 他所属からの配布, PTA

(2) 取得方法の検討について

① AEDを取得する場合に購入とリースの比較を行いましたか。

検討した 検討しない

② AEDを取得する際に重視したことはどんなことですか。 (複数選択可)

価格 機能・性能 メンテナンス その他

その他の場合は, 具体的に記入してください。

3. AEDの設置場所及び設置表示について

(1) AEDの設置者及び管理者について

設置者名	管理者名

(2) AEDの設置場所等について

設置場所	設置年月日
	H 年 月
	H 年 月

(3) 施設利用者が職員を介することなく, AEDを使用できるようになっているか。

使用できる

使用できない 使用できない理由

例) 職員が解錠しないとAEDを取り出せない 等

(4) 設置場所の表示状況

設置表示板の有無

有 表示場所

無

4. AEDの日常点検の実施状況について

(1) 厚生労働省通知(平成21年4月16日付け「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」)の周知について

- AED設置者(AEDの設置・管理について責任を有する者。)が既に知っていた。
- AEDの点検担当者(日常点検等を実施する者)が既に知っていた。
- その他の者が既に知っていた。
- 誰も知らなかった。

(2) 点検担当者の配置状況

配置している →

職名及び氏名	人数

配置していない → 配置していない理由

(3) 点検マニュアルの有無

有

無 → 整備していない理由

(4) 日常点検の実施状況

「日常点検」とは、AED本体にあるインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態であることを確認すること。

定期的に点検している → 毎日 週1回 月1回 年1回

不定期

点検していない → 実施していない理由

(5) 日常点検記録簿の有無

有 →

保管場所	保管年数

無 → 点検記録簿を整備していない理由

5. AEDの消耗品の管理状況

(1) 電極パッドの使用期限を把握しているか。

把握している 把握していない

(2) バッテリーの使用期限を把握しているか。

把握している 把握していない

(3) 表示ラベルを取り付けているか。

取り付けている → 取り付けをした場所

AED本体 収納ケース

その他

取り付けていない → 取り付けていない理由

6. 操作方法の習得について

(1) AEDの操作に関する講習・研修の受講状況

職員の全員が一度は講習会・研修会を受講したことがある

設置者又は点検担当者が講習会・研修会を受講したことがある

設置者又は点検担当者以外の職員が講習会・研修会を受講したことがある

その他

受講したかどうか把握していない

受講する必要がある

(2) AED操作の講習・研修への職員の参加状況

参加している 開催頻度： 年 回程度

受講者の割合 (受講者数) 人 (全職員数) 人

(受講者数/全職員数) #DIV/0! %

参加していない 参加していない理由

(3) (2)以外で、職場が主体的にAEDを使用するための職員操作訓練を、定期的実施しているか。

実施している 開催頻度： 年 回程度

実施方法等

例) 講習受講者を講師として、職場研修として実施している

実施していない

実施していない理由

(4) 講習・研修以外でAEDの使用に関する取組を行っている場合は、具体的に記入して下さい。

例) 取扱説明書での確認, DVDの活用など

(5) AEDの使用実績及びその状況

単位: 回数

設置場所	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	合計
						0

* AEDの使用実績があると回答した場合、その際の使用状況を具体的に記入してください。
・使用状況(誰が、どのように処置したかなど)

例) 庁舎で職員が倒れたため他の職員がAEDを使用、その後、急患搬送された

・ AED使用後に、再度使用できるまでに要した期間

再度使用できるまでに要した期間 例) 翌日, 7日後

・ 再度使用できるまでに行った措置 (該当するもの全てに1を入力)

本体更新
 バッテリー更新
 バッテリー残量確認(継続使用可)
 電極パッド更新
 その他

7. 設置の情報提供の状況について

(1) ホームページへの掲載

① (一財)日本救急医療財団 ホームページへの設置状況登録をしているか。

登録済

公開

非公開 → 非公開の理由

登録していない → 登録していない理由

その他

② 県のホームページ等での情報提供をしているか。

提供している

提供していない → 提供していない理由

(2) 情報提供として特に行っていることはありますか。

例) 年度初めの広報紙に設置場所について掲載し、町内の回覧板でお知らせしている。

別表の作成まで完了していれば、調査終了です。

御協力ありがとうございました。

記入いただいた本調査票は、メールで回答願います。

指定管理者制度導入施設における自動体外式除細動器(AED)の設置等に関する調査票

所属名		所属コード
担当者	氏名	職名
	メールアドレス	電話番号

1. 指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置状況及び指導・指示の状況

(1) 指定管理者制度を導入している施設の名称及び設置状況 ※該当する□に1を入力してください。

施設の名称		AEDの設置の状況	
①		<input type="checkbox"/> 有 <input type="text"/> 台 <input type="checkbox"/> 県が設置したもの	<input type="checkbox"/> 指定管理者が自主的に設置した
		<input type="checkbox"/> 無 設置していない理由	
		<input type="checkbox"/> 自動販売機搭載型を設置 <input type="text"/> 台	
		<input type="checkbox"/> 把握していない	
②		<input type="checkbox"/> 有 <input type="text"/> 台 <input type="checkbox"/> 県が設置したもの	<input type="checkbox"/> 指定管理者が自主的に設置した
		<input type="checkbox"/> 無 設置していない理由	
		<input type="checkbox"/> 自動販売機搭載型を設置 <input type="text"/> 台	
		<input type="checkbox"/> 把握していない	
③		<input type="checkbox"/> 有 <input type="text"/> 台 <input type="checkbox"/> 県が設置したもの	<input type="checkbox"/> 指定管理者が自主的に設置した
		<input type="checkbox"/> 無 設置していない理由	
		<input type="checkbox"/> 自動販売機搭載型を設置 <input type="text"/> 台	
		<input type="checkbox"/> 把握していない	

(2) 指定管理者に対して、管理体制・点検方法に関して指導・指示等を行っていますか

協定書等の文書により指導・指示等を行っている

口頭で指導・指示等を行っている

特に指導・指示等を行っていない → 指導・指示を行っていない理由

(3) 指定管理者に対して、職員の研修に関して指導・指示等を行っていますか

協定書等の文書により指導・指示等を行っている

口頭で指導・指示等を行っている

特に指導・指示等を行っていない → 指導・指示を行っていない理由

(4) (1)で指定管理者がAEDの設置状況が「有」と回答した場合、AEDの管理状況を確認していますか

確認している

文書

実地調査(年 回)

口頭確認

その他 ()

確認していない

別表（AEDを設置している機関のみ提出）

AEDの管理状況

所属名			所属コード	
担当者	氏名		職名	
	メールアドレス		電話番号	

項目		1	2
本体	設置場所		
	機種名		
	取得方法(購入、リース等)		
	当初の設置年月日		
	直近の設置年月日		
	耐用年数	年	年
	次期更新予定日 <small>(更新予定がない場合、その理由)</small>		
	備品登録の有無		
バッテリー	直近の購入金額		
	直近の交換年月日		
	耐用年数		
	次期交換予定日		
	交換時期を表示したシールの有無		
電極パッド (大人用)	直近の購入金額		
	直近の交換年月日		
	耐用年数		
	次期交換予定日		
	交換時期を表示したシールの有無		
電極パッド (子ども用)	直近の購入金額		
	直近の交換年月日		
	耐用年数		
	次期交換予定日		
	交換時期を表示したシールの有無		

※ 注意事項

AEDの購入において、リース契約満了後に廃棄された物件が納品された事案が、県の機関で確認されています。AEDを発注する場合には、適正品(新品)であることを明示し、適切に検収する必要があります。別表の記入に当たっては、設置しているAEDの耐用年数と次期更新予定日が適切であることを確認願います。

自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理に関する調査票 記入要領等

○ 共通事項

- ・ 全ての本庁各課(室)・地方機関を対象としています。
(地域振興事務所や支所については、本所で取りまとめて提出してください。)
- ・ 調書作成日現在の状況を記入してください。
- ・ 各設問について、選択になっている欄については、該当する口に1を入力してください。
- ・ 指定管理者が管理を行う公の施設を所管する機関は、様式2を提出してください。

様式1

1. 自動体外式除細動器(以下「AED」という)の設置状況等

(1)保有管理している全てのAEDを対象としています。(自動販売機搭載型のAEDは含まない。)

3. AEDの設置場所及び設置表示について

(2)AEDの設置場所等について

- ・ 設置場所名には、施設玄関、1Fロビー、体育館など具体的に記入してください。

5. AEDの消耗品の管理状況

(3)表示ラベルを取り付けているか

- ・ 表示ラベルとは、電極パッド、バッテリーの交換時期等を記載したものを指します。
- ・ 表示ラベルを取り付けている場合、その取り付け場所をチェックしてください。その他を選んだ場合は、その具体的な場所を記入してください。

7. 設置の情報提供の状況について

(1)ホームページの掲載

- ・ 一般財団法人日本救急医療財団とは、平成21年4月16日付け医政発第0416001号厚生労働省医政局長・薬食発第0416001号厚生労働省医薬食品局長 通知「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」中 4. AEDの設置情報登録についてに記載されている団体をいう。
- ・ その他を選択した場合は、その内容を記入してください。

様式2

1. 指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置状況及び指導・指示の状況

(1)指定管理者制度を導入している施設の名称及び設置状況

- ・ 指定管理者を導入している施設が3カ所以上ある場合は、行を増やして対応してください。
- ・ AEDの設置の状況について、県が設置したものは、協定書や仕様書で設置を定めているものを含みます。

(2)及び(3)

- ・ 協定書等の文書により指導・指示等を行っている場合は、その内容が分かる資料を提供してください。

県民が県民を救う社会の実現に向けて
～非医療従事者が使用する自動体外式除細動器（AED）の設置
及び普及啓発に関する基本方針～

平成18年1月

宮城県救急医療協議会

第1 趣旨

病院前救護の充実強化のため、医師、看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者（以下「非医療従事者」という。）による心停止傷病者への自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「AED」という。）の使用に関しては、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知により、一定の条件下での使用が認められたところである。

非医療従事者によるAEDを用いた病院前救護活動は、多くの県民が救命に関与し、突然の心停止の際に現場で行われる救命処置が迅速、的確になされることで、救命率の向上を目指すものである。

この方針は、県民の救命への関心と協力意欲の高揚を図るため、今後の宮城県における非医療従事者によるAEDの使用及び普及の促進に関して基本的な考え方を示すものである。

第2 AEDの設置について

1 施設等への設置促進の在り方

日本国内での病院外の心原性心停止（心臓に原因のある心停止）の件数は、推定で年間2万件から3万件とされ、不特定多数の者が利用する施設等には優先的にAEDを設置する必要がある。具体的な設置基準、優先度、設置計画等については、各公共団体や各施設管理者等がそれぞれ決めるべきであるが、今後の設置の促進に係る基本的な在り方については、次のとおりとする。また、不特定多数の者が参加する各種イベントを主催する場合についても、救護所等へのAEDの配置を考慮するべきである。

（1）公的施設等への設置について

公共団体等が設置する公的施設等については、県民の救命への関心と協力意識の高揚を図り、民間施設等への設置を促進するため、自ら率先して設置する必要がある。特に、多くの県民が訪れる次の施設等にあつては、各公共団体等において設置基準、優先度、設置計画等を定め、計画的に設置を促進するべきである。

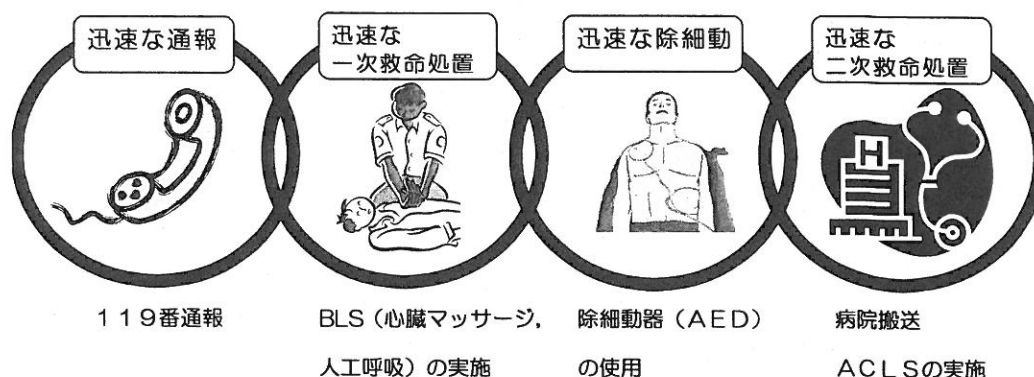
- ア 庁舎施設（行政庁舎、議会庁舎等）
- イ 体育施設（体育館、各種運動競技場、プール、スキー場等）
- ウ 文化教養等施設（図書館、博物館、美術館、公民館、各種ホール等）
- エ 交通施設等（空港等）
- オ 公共宿泊施設等（各種公共の宿、日帰り温泉施設等）
- カ 病院・診療所（患者治療用は除く。）
- キ 福祉施設等（各種老人ホーム、老人保健施設、障害福祉施設等）
- ク 学校（小学校、中学校、高校、各種専門学校、大学等）
- ケ 警察署、交番等（免許センター等）
- コ 消防署等（分署、出張所等）
- サ 郵便局
- シ その他不特定多数が利用する施設

(2) 民間施設等への設置について

民間施設等へのAEDの設置促進を図るためには、まず、県民による心肺そ生及び除細動の有効性や、救命の連鎖(図1)での県民の役割の重要性などが、広く理解されることが前提である。そのためには、公共団体等による普及啓発活動の推進が重要であるが、基本的には、不特定多数の県民が訪れる次の施設を中心にその設置が促進されるべきである。また、各事業所でも、職種などによってはその設置が促進されるべきである。

- ア 交通施設(駅、空港、各種交通ターミナル等)
- イ 体育施設(野球場、体育館、ゴルフ場、スポーツクラブ、スキー場、各種スポーツ施設等)
- ウ 商業施設(各種(卸売)市場、大規模小売店舗、コンビニエンスストア、商店街等)
- エ 宿泊施設(ホテル、旅館等)
- オ 民間病院・診療所(患者治療用を除く。)
- カ 福祉施設等(各種老人ホーム、老人保健施設、障害福祉施設等)
- キ 私立学校(小学校、中学校、高校、各種専門学校、大学等)
- ク 娯楽施設(映画館、劇場、場外馬券(車券及び舟券)売場等)
- ケ 各種事業所(交替制の職場、ストレスが高い職場等)
- コ その他不特定多数が利用する施設

(図1) 救命の連鎖



BLS: Basic Life Support

ACLS: Advanced Cardiovascular Life Support

(3) 各種イベントでの配置について

不特定多数が集まるスポーツや文化イベント及び各種大会等にあっても、上記(1)及び(2)の各施設と同様に心停止傷病者への対応を図るため救護所等にAEDを配置するべきである。

なお、各公共団体やAEDを取り扱う販売業者等については、イベント用のAEDの貸出しについて配慮すべきである。

(4) 緊急車両への配備について

いかにAEDの設置が促進されても、心停止傷病者は発生場所を選ばないので、救急現場によっては、施設等に設置されたAEDを活用した救命処置ができない場合が数多く発生すると

思われる。その場合は、県民からの通報により現場に急行した救急隊員により、除細動が行われるが、心停止傷病者の救命率は時間の経過とともに著しく低下（1分ごとに約10%低下）すると言われている。今回、非医療従事者によるAEDの使用が認められたことから、場合によっては救急隊員よりも現場に早く到着する可能性のあるパトカーや消防車両にもAEDを配備すべきである。

2 AEDの設置場所等の在り方

不特定多数が利用する施設等にAEDを設置する場合は、県民が速やかに使用できる場所に設置するとともに、救命処置に対する県民の理解が促進されるように次のような工夫・管理を行うべきである。

- (1) AEDを設置している施設等には、その施設等にAEDが配備されていることを出入口付近に表示したり、案内標識等によりAEDの設置場所を明示する。
- (2) 設置の表示と併せ、AED付近や集客場所等に心停止傷病者が発生した場合の処置方法を掲示する。
- (3) 公的機関にあつては、公的施設等の地図を作製する場合、AED設置施設等を明示する。
- (4) AEDの設置者は、必要なときにAEDを利用できるよう責任をもって管理を行う。
- (5) 施設内職員又は従業員等に対して設置場所を周知徹底するとともに、心肺蘇生法等の教育を行う。

第3 AEDの使用に関する普及啓発等について

1 普及啓発活動に係る役割分担

AEDの設置の促進と併行して、県民が安全確実にAEDを使用するための普及啓発活動が重要である。その普及啓発活動は、様々な関係者が相互に協力して対応していくことが必要であり、次のように、それぞれの役割分担に応じた取組が求められる。

(1) 県、市町村等の役割

- ア 設置したAED又はAED訓練機器等について、各種イベントなどへ貸出しを行うなど、県民のAEDへの関心等の高揚を図る。
- イ 各種広報媒体（広報誌、テレビ、ラジオ等）により県民への普及啓発活動を積極的に行う。
- ウ 消防機関や医師会等と連携して、住民に対する心肺蘇生法などの講習の実施拡大や受講促進を図る。
- エ 職員向けの講習会を積極的に行い、職員自らがAEDの使用ができる体制の整備を図る。

(2) 消防機関・日本赤十字社等の役割

- ア 住民に対する普通救命講習等について、その実施拡大を図るとともに、受講促進活動を行う。
- イ 不特定多数の住民が訪れる施設等の従業員への講習の実施や受講促進を図る。
- ウ 応急手当の普及指導に従事する普及員の養成を行う。
- エ 各機関等が実施するAEDの操作研修等に対し、講師の派遣等を行う。

(3) 医師会・歯科医師会等の役割

- ア 県民及び心臓疾患の患者、家族などを対象とした心肺蘇生法等の講習会の実施及び普及啓発を行い、家庭へのAEDの普及促進を図る。
- イ 医療機関へのAEDの普及促進と併せ、医師、歯科医師、看護師等への心肺蘇生法等の講習会の実施を行うとともに、講習を実施する指導者の養成を行う。特に、住民の身近な開業医等に対する心肺蘇生法等の研修等の普及を重点的に推進する。
- ウ 公共団体等が実施するAEDの普及に関する各種事業等について、医学的見地からの指導、助言を行う。

(4) 市民団体等の役割

多くの県民がAEDの使用法を含めた心肺蘇生法等の知識を習得するため、次の組織にあつては、関係機関と連携してAEDの普及と講習会、普及員の養成等を積極的に実施するべきである。

- ア 自主防災組織
- イ 民間非営利組織（NPO）
- ウ 商業団体（商工会議所，商工会，商店会等）
- エ その他各種市民団体

2 教育施設等での普及啓発等について

(1) 学校教育への導入

小・中学校などの教育課程に心肺蘇生法等の教育を組み入れている事例が一部で見受けられる。教育課程の中に心肺蘇生法等の教育を取り入れることは、実際に遭遇した心停止傷病者への対応ができる青少年の育成は無論であるが、「生命の尊厳」、「助け合いの大切さ」、「社会ルール」なども学ぶことができることから、昨今の少年による犯罪増加の歯止めなどに役立つ可能性もあり、心肺蘇生法等の教育課程への導入は積極的に推進するべきである。また、今後は、既に実施されている高等学校での心肺蘇生法教育についても、一層の充実を図るべきである。

(2) 心臓震盪への対応

心臓震盪（しんぞうしんとう）は、子供などが胸部に衝撃が加わることにより、心停止に至る状態であり、比較的弱い衝撃で発生すると言われている。救命にはAEDが有効だとされているが、我が国ではその症例の報告が少なく、実態はほとんど把握されていない。しかし、健康な子供が突然命を絶たれてしまう可能性がある限り、スポーツ活動を指導する教職員やスポーツ少年団の指導者等は、心臓震盪に関する知識や心肺蘇生法等を習得する必要がある、スポーツ活動の場にも応急手当講習会やAEDの設置を促進すべきである。

第4 県民が県民を救う社会の実現に向けて

心停止傷病者が発生した救急現場に遭遇した者がAEDを用いて早期除細動を行うことが、心停止傷病者の救命に有効であることは統計的に明らかである。米国心臓協会（AHA）は、市民のためのAED運用プログラムである「市民による除細動（Public Access Defibrillation：PAD）推進プログラム」を展開し、至る所にAEDを配備するよう支援している。このプログラムでは、心肺蘇生法

等の訓練を受けた警官、警備員、ハイリスク傷病者（心臓発作既往歴傷病者）の家族等の元にAEDを配備するものであり、地域の救急医療サービスと密接に連携して実施されている。米国では、このプログラムが多くの公共の場やさまざまな職場に広まっており、傷病者の救命率の向上に重要な役割を果たしている。

今後、県民の多くが心停止傷病者の救命処置を行うことができるような社会の実現のためには、関係者全員がAEDによる早期除細動の有効性を認識し、併せて心肺蘇生法などの救命処置の普及を積極的に推進していくことが必要である。そのためには、次のような条件整備が必要と考えられるが、今後、各地域の関係者が連携し、各施設へのAEDの設置促進と県民による心肺蘇生法等の普及が図られるよう積極的な取組が望まれる。

- ア 官民一体となったAEDの設置促進活動
- イ それぞれの地域での「救命の連鎖」の構築と、その維持についての強化
- ウ 非医療従事者に対する継続的な教育・訓練体制の確保
- エ AEDの設置場所に応じた教育・訓練の実施とAED使用後の事後検証体制の確保
- オ 救急現場に遭遇した際の心理的ストレスに対する支援策の構築



医政発第0416001号
薬食発第0416001号
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

薬食安発第0416001号
平成21年4月16日

各製造販売業者代表者 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、AEDの設置に当たっては、その適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、別添のとおり、AEDの設置施設等において、その適切な管理等が実施されるよう、各都道府県知事あて医政局長及び医薬食品局長の連名通知を发出したところです。

ついては、貴社が製造販売するAEDについて、速やかに、下記の対策を実施するようお願いいたします。

記

1. 表示ラベルの作成等について

AEDの設置施設等において、設置されたAEDの電極パッドや及びバッテリーの交換時期等を容易に確認することができるラベル（以下「表示ラベル」という。）を作成すること。

1) 表示ラベルの記載内容について

表示ラベルには、電極パッド及びバッテリーの交換時期の記入欄を作成すること。また、バッテリーの交換時期に関する注意事項として、「バッテリーはAEDの設置環境や

使用状況によって使用期間が異なる可能性があり、交換時期は目安である」旨を明記すること。

2) 表示ラベルの取扱いについて

ア. 新規のAED販売時の対応

AEDを新たに販売する際には、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記入した表示ラベルを取り付けた上で販売すること。

その際、表示ラベルは、通常の設置状態において記載内容が容易に確認できるよう、視認性に配慮した位置に取り付けること。

また、容易に外れたり、使用時にAEDの取り出しを妨げたりすることのないよう工夫して取り付けること。

イ. 既に設置されているAEDへの対応

既に設置されているAEDについては、薬事法施行規則第173条第1項及び第2項の規定により、AEDを販売、授与又は賃貸した際に記録した購入者又は把握している設置者に対して、販売業者又は賃貸業者と連携の上、表示ラベルを提供すること。

その際、設置者に対して、表示ラベルに現在設置されているAEDの電極パッド及びバッテリーの交換時期を記入した上でAEDに取り付けるよう促すとともに、AEDの適切な管理等を実施するよう周知すること。

ウ. 消耗品交換時の対応

交換のため、電極パッド又はバッテリーのみを販売する際には、次回の交換時期を記入するための新しい表示ラベルやシール等を添付すること。

その際、AEDの設置者に対して、電極パッド又はバッテリーの交換時には、新たな表示ラベル又はシール等に次回の交換時期を記入し、古い表示ラベルの上から貼り付けることで、交換時期に関する情報を更新する旨を分かりやすく説明すること。

2. 必要な情報の提供等について

設置者がAEDの適切な管理を実施できるよう、電極パッド及びバッテリーについて、表示ラベルへの交換時期の記入方法、AED本体又はケース等への取り付け方法、日常点検の重要性及び実施方法（インジケータの確認法、異常時の対応、連絡先等）その他必要な情報を分かりやすく提供するとともに、日常点検の結果を記録するためのシートや手帳等を販売業者及び賃貸業者等と連携し、購入者又は設置者からの求めに応じ交付すること。

3. AEDの設置情報登録について

AEDの設置に関する情報について、販売業者又は賃貸業者と連携の上、把握に努めるとともに、AEDの購入者又は設置者に対して、財団法人日本救急医療財団への設置者登録を依頼すること。

4. AED等の添付文書の改訂について

製造販売するAED及びAEDの電極パッドの添付文書について、以下のとおり改訂すること。

- 1) AEDの添付文書の【貯蔵・保管方法及び使用期間等】欄に、「バッテリーの寿命（AED装着時から〇年）」を記載し、また、「バッテリーはAEDの設置環境や使用状況によって使用期間が異なる可能性があり、交換時期は目安である。」旨を記載すること。
- 2) AEDの添付文書の【取扱い上の注意】欄に、「日常の点検や消耗品（電極パッドやバッテリー）の交換時期の管理を適切に行う。」旨を記載すること。
- 3) AEDの添付文書の【取扱い上の注意】欄に、「原則、AEDを第三者に販売・授与しないこと。授与等を行う際は、必ず、あらかじめ販売業者又は製造販売業者に連絡する。」旨を記載すること。
- 4) AEDの添付文書の【保守・点検等に係る事項】欄に、「日常の点検として、インジケータを毎日確認する。」旨を記載すること。
- 5) 電極パッドの添付文書の【貯蔵・保管方法及び使用期間等】欄に、「使用期間（製造時から〇年）」を記載すること。

5. 上記4に従い改訂したAEDの添付文書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の「医薬品医療機器情報提供システム」ホームページ上に掲載すること。

6. 上記に記載する対応の状況について、本年5月18日（通知発出の1か月後）までに、機構安全部医療機器安全課に報告をすること。

なお、上記1、2、3の対応の状況については、当該報告の後も適宜、報告すること。また、上記4、5の対応については、当該報告期日までに完了すること。

各製造販売会社代表者

株式会社エムビーエス 代表取締役社長 三又 良昭

日本光電工業株式会社 代表取締役社長 鈴木 文雄

日本メドトロニック株式会社 代表取締役社長 島田 隆

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン 代表取締役社長 上條 誠二

医政発第0416002号
薬食発第0416002号
平成21年4月16日

関係省庁等 へ

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事へ通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているAEDの適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会においても、AEDの適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めたAEDの適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

關係省庁等

内閣官房内閣総務官	内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房長	金融庁総務企画局長
総務省大臣官房長	公害等調整委員会事務局長
消防庁次長	法務省大臣官房長
公安調査庁総務部長	最高検察庁総務部長
外務省大臣官房長	財務省大臣官房長
国税庁次長	文部科学省大臣官房長
文化庁次長	社会保険庁総務部長
中央労働委員会事務局長	農林水産省大臣官房長
林野庁次長	水産庁次長
経済産業省大臣官房長	資源エネルギー庁次長
特許庁総務部長	中小企業庁次長
国土交通省大臣官房長	観光庁次長
気象庁総務部長	運輸安全委員会事務局長
海上保安庁総務部長	環境省大臣官房長
防衛省大臣官房長	会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局経理局長	衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長	国立国会図書館総務部長

医政指発0507第3号
薬食安発0507第2号
平成22年5月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適切な管理等の実施については、平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（以下「平成21年通知」という。）により、関係団体等への周知等を依頼したところです。

一方、必ずしも設置者等による日常点検の実施や消耗品の管理が徹底されていない状況も報告されており、緊急時に正常に使用されるためにも、別添のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、日常点検の重要性及び消耗品の管理の必要性等について、改めて全ての設置者又は購入者に情報提供すること等を依頼いたしました。

については、貴職においても、関係部局と連携の上、平成21年通知の内容について、改めて関係団体等への周知等を行うようお願いいたします。

（参考）

1) 厚生労働省作成リーフレット「AEDの点検をしていますか？」

URL: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/dl/h0401-4b.pdf>

2) 厚生労働省ホームページ「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」

URL: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html>

薬食安発0507第1号

薬食監麻発0507第5号

薬食機発0507第11号

平成22年5月7日

各AED製造販売業者代表者 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課長

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適切な管理等を設置者等に依頼するための情報提供等の実施については、平成21年4月16日付け薬食安発第0416001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」により依頼し、設置者等への表示ラベルの配布や日常点検等に関する情報提供等を実施いただいたところです。

一方、必ずしも設置者等による日常点検の実施や消耗品の管理が徹底されていない状況も報告されており、緊急時に正常に使用されるためにも、平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」を参考に、AEDの各製造販売業者として、日常点検の重要性及び消耗品の管理の必要性等について、改めて全ての設置者又は購入者に情報提供いただくよう、お願いします。あわせて、AEDの設置者の全体の把握に努め、円滑な情報提供が可能となるよう設置者の情報を適切に管理するようお願いいたします。

また、AEDの自主回収（改修）の事例や消防機関における救急隊用AEDを中心とした不具合（疑いを含む。）の事例が相継いでいる状況であることから、一層の品質管理・安全管理体制の強化及び製品の改良に努めるようお願いいたします。

各製造販売会社代表者

株式会社エムビーエス

日本光電工業株式会社

日本メドトロニック株式会社

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

医政発 0927 第 6 号
薬食発 0927 第 1 号
平成 25 年 9 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号、薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21 年通知」という。）により、適切な管理方法を周知し、協力をお願いしています。

今般、AED の製造販売業者にアンケート調査を行った結果、適切な維持管理が行われていない原因として、点検担当者の変更や時間の経過による維持管理への意識の低下などが挙げられています（別紙）。また、「AED の設置拡大、適切な管理等について（あっせん）」（平成 25 年 3 月 26 日付け総評相第 64 号）で、21 年通知の発出以降も、一部の AED の維持管理が適切に行われていない実態が指摘されています。

このため、AED の管理者が消耗品の適切な交換など維持管理の方法を十分に理解し、日頃から意識するよう、貴管下の各関係団体等に対し、21 年通知の再度の周知徹底をお願いいたします。その際、AED が民間企業や集合住宅等にまで広く普及している現状を踏まえ、一般広報等の活用も検討をお願いいたします。

また、AED の製造販売業者や販売業者・賃貸業者が提供する日常点検の受託業務や維持管理の補助の各種サービスを活用することも有効と考えられるので、必要に応じて活用することも検討をお願いいたします。

なお、本通知の写しを、関係省庁等に対し通知したことを申し添えます。

(別紙)

AEDの維持管理に関する製造販売業者に対するアンケート調査結果（概要）

1. アンケート調査の趣旨

設置されたAEDの維持管理は、購入者又は設置者が行っているが、日頃から消耗品の交換など適切な維持管理が行われているかどうか、製造販売業者にアンケート調査を行い、適切な維持管理の普及啓発に役立てることとしたもの。

2. 調査方法

- ・国内でAEDを製造販売する製造販売業者（全6社）を対象とした。
- ・平成25年6月末にアンケートを配付し、8月に集計を行った。
- ・AEDの提供、設置の形態としては販売、リース、レンタルがある（その割合は各社で非公表）。

3. 調査結果

- ① 消耗品の交換・提供は、どのように行われているか。
 - ・概ね使用期限が切れる前に、製造販売業者から購入者又は設置者に電話、電子メール、ハガキ等で連絡している（製造販売業者から販売店に連絡し、販売店で対応するケースもある）。
 - ・消耗品等の商品は、販売業者等が訪問して交換する場合と、商品を発送して点検担当者等が自ら交換する場合がある。
 - ② AEDの管理者である購入者又は設置者自らが維持管理を行っている場合、維持管理は適切に行われているか。
 - ・製造販売業者等が日常点検の実施状況を網羅的に確認することは困難である。
 - ・消耗品の交換については、リース・レンタル（消耗品込みでの契約）では定期的な商品の発送があるため、交換の実施率が高いとの意見もある（2社）。
 - ③ 設置されたAEDの維持管理が適切に行われていない原因として、どのような理由が考えられるか。
 - ・購入者又は設置者において、維持管理の必要性や重要性についての認識が不足している。
 - ・点検担当者の変更になった場合や、設置してから時間が経過することにより、維持管理への意識が低下している。
- ※ 維持管理が適切に行われていないと感じられる施設の種類の傾向があるかどうかを各社に質問したが、施設による違いはないとする社がある一方で、行政・公共施設、一般の会社、共同住宅を挙げる社もあり、各社により認識が異なった。

- ④ 製造販売業者（又は販売・賃貸業者）として、AEDの購入者又は設置者に維持管理を適切に行っていただくために実施している取組はあるか。
- ・販売時に説明や教育を実施する、商品に説明資材を同梱する、訪問時に説明を行う等を各社で実施している。
 - ・各社独自の取組事例として、以下のようなものがある。
 - ・AEDに自己診断を行った情報を発信する機能を付け、この自己診断の結果を製造販売業者が受信・管理し、維持管理に必要な情報をメール等で購入者又は設置者に提供する。
 - ・購入者又は設置者は、web上に設けられた専用ページに消耗品の有効期限等を登録することができ、メール等で消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。
- ⑤ 保守契約による管理の受託はどの程度行われているか。
- ・設置台数の約半数で保守契約を結んでいる1社を除き、他社ではほとんど保守契約は結ばれておらず、購入者又は設置者が自ら管理を行っている。

医政発 0927 第 7 号
薬食発 0927 第 2 号
平成 25 年 9 月 27 日

(別記 1) 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (再周知)

標記については、「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について」(平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416002 号、薬食発第 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21 年通知」という。)により、AED が救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、貴省庁等がその庁舎 (出先機関を含む。以下同じ。) 等で設置・管理している AED の適切な管理等の徹底をお願いしているところです。

今般、各都道府県知事に対し、管内に設置されている AED について、管理者が維持管理の方法を十分に理解して日頃から意識するとともに、製造販売業者等が提供する維持管理の各種サービスの活用も検討するよう、別添写しのとおり通知したので、御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎等で設置・管理している AED の適切な管理等の再度の徹底をお願いいたします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対し、その関係団体及び会員が設置・管理している AED の適切な管理等が徹底されるよう、この通知の内容を再度周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

(別記1)

内閣官房内閣総務官	内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房長	金融庁総務企画局長
消費者庁次長	復興庁統括官
総務省大臣官房長	公害等調整委員会事務局長
消防庁次長	法務省大臣官房長
公安調査庁総務部長	最高検察庁総務部長
外務省大臣官房長	財務省大臣官房長
国税庁次長	文部科学省大臣官房長
文化庁次長	中央労働委員会事務局長
農林水産省大臣官房長	林野庁次長
水産庁次長	経済産業省大臣官房長
資源エネルギー庁次長	特許庁総務部長
中小企業庁次長	国土交通省大臣官房長
観光庁次長	気象庁総務部長
運輸安全委員会事務局長	海上保安庁総務部長
環境省大臣官房長	原子力規制庁次長
防衛省大臣官房長	会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局経理局長	衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長	国立国会図書館総務部長